再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 3 5 3 2022.9. 1 4 東京都公立学校教職員組合(東京教組) 再任用・会計年度任用職員部 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2 F TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

2022 再任用・会計年度任用職員部アンケートを実施します ~ 高齢職員が安心して働ける職場作りをめざそう~

新学期が始まり、組合員の皆さんはお忙しくお過ごしのことと思います。コロナ陽性者数が減ってきましたが、まだ安心はできません。

さて、学校の教員不足が深刻です。民間グループの「教員不足をなくそう緊急アクション」 の調査によると、今年4月時点で全国の約2割の小中学校で教員不足になっていることが分か りました。この数は、昨年度、文科省が調査した数より増えています。

教員不足の深刻さは東京も同じで、東京都教育委員会のHPにある、小学校の臨時的任用教員の採用案内の見出しは「皆様の力をお貸しください」とお願いから始まっています。産育休教員として勤務することが多い臨時的任用教員には、特に「正規教員退職後も、これまでの教職経験を活かして働きたい方」の応募が待たれています。このように、現場の教員不足を解消するための人手として、退職者が期待されています。しかし、今の学校は高齢者にとって働きやすいでしょうか。教員の働き方改革の効果がなかなか表れず、教職員の長時間労働は解消されていません。現職の教員が働きにくさを感じている職場は、私たち再任用・会計年度任用職員も安心して働ける勤務環境ではありません。

東京教組再任用・会計年度任用職員部は、退職者(高齢職員)の働き方の実態を把握するために、毎年アンケートを実施しています。勤務をする上で困ったことや疑問に思ったことがありましたら同封のアンケート用紙にご記入ください。

昨年のアンケートには、以下のような回答が寄せられました。

「授業で使う教材作りや事務等で、毎日ほぼ30分~1時間の超過勤務。再任用フルタイムだと、どんなことが軽減されるか明確になっていない」(再任用フル)

「新規採用者 2 名配置となったため、研修参加時の後補充が多くなり、持ち時数が週 14 時間となった。新採後補充時間への配慮が欲しい」(非常勤)

「授業もない夏・冬休みに勤務することになったのはおかしい。以前のように自宅勤務が認められるようにしてほしい」(時間講師)

このように、現場からは、勤務条件に関わる意見が多数寄せられています。

退職後の雇用を守り、安心して働ける職場を作るとりくみはますます重要になっています。 特に、管理職の制度への無理解、横暴な言動や、同僚との関わりなど多くの仲間が不満、問題 を抱えています。集約したアンケートは、ニュースでお知らせする他、東京教組が毎年3月に 行う都教委交渉での資料とします。勤務条件改善のために皆さんのご協力をお願いします。

アンケートは、10月30日(日)までに各支部、または東京教組へ送って下さい。

再任用短時間・会計年度任用職員の方の社会保険制度が変わります

すでに職場で手続きをされていると思いますが、今年10月1日から、地方公務員等共済組合 法の改正に伴い、東京都公立学校に勤務する再任用短時間職員や会計年度任用職員(非常勤教 員、時間講師等)の健康保険(協会けんぽ)が、公立学校共済組合に変更となります。

具体的な変更点は、以下の通りです。

- ① 保険証が変わります (協会けんぽの保険証は返却し、公立学校共済組合の保険証が届きます)
- ② 被扶養者の申告手続きが必要になります(被扶養者の保険証も変わります)
- ③ 掛金率・保険料率が変わります (健康保険・介護保険合わせて、月額が若干下がります)
- ④ 短期給付が充実します(法定給付に加えて、付加給付が給付されます)
- ⑤ 福祉事業を利用できるようになります(人間ドック利用助成、提携宿泊施設を利用した際の補助等のサービスがあります。)
- ※詳細は、事務の方にお尋ねください。

「残業代請求裁判」 控訴審でも原告敗訴の不当判決

森谷 憲光(東京南部支部)

埼玉県の公立小学校教員(63歳)の残業代請求訴訟については、昨年10月1日のさいたま地裁判決に続き、今年8月25日の控訴審の東京高裁でも、請求を棄却する不当な判決がありました。原告教員は、「判決を最高裁判所に委ねます」と語り、上告する強い決意を表明しています。

判決要旨によれば、東京高裁(矢尾渉裁判長)は、「**給特法(*)は、超勤 4 項目に限らず、教員 のあらゆる時間外での業務に関し、労基法 37 条の適用を排除している**」とし、校長が文書または口頭で職務命令を出して時間外勤務を命じるほどの事務量ではなかったとし、超過勤務を命じることを禁じた給特法違反による割増賃金を、国家賠償法 1 条 1 項を適用して支給する必要はないとして、控訴を棄却しました。

労基法 37 条は、正規の勤務時間を上回る勤務を命じた時は超過勤務手当(残業代)を支払うべきことを明記していますが、給特法 3 条 1 項で、校長、副校長及び教頭を除く教育職員に給料月額の 4 %の教職調整額を支給する代わり、同条 2 項で「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と定めています。 4 %の教職調整額は、1 か月当たり 8 時間分の超過勤務手当に相当しますが、給特法は、常態化している教員の長時間勤務の実態にあまりにもかけ離れたものになっています。

公務災害認定請求訴訟では、校長の明確な職務命令が無くても、長時間勤務を校長が黙認していれば「黙示の職務命令」による業務と見なし、長時間の労働時間を認定した名古屋地裁判決を不服とした被告側(地方公務員災害補償基金愛知県支部)の控訴及び上告を高裁と最高裁が棄却しています。公務災害認定請求訴訟の事案はいずれも深刻で、長期間の長時間勤務が原因で心身に異常をきたし脳出血等で後遺障害がありやむなく退職せざるを得なかったケースや病死したケース、強い慢性的ストレスに苦しみ自死したケースなどがあります。そうした諸事情を考慮し、労働安全衛生の観点から裁判所が長時間勤務を認定したのは当然のことと言えます。こうした司法の流れは変わることがないと思われます。

更に、今年の6月28日、大阪地裁(横田典子裁判長)は、大阪府立高校教員の西本武史さん(34歳)が提起した損害賠償請求訴訟では、長時間勤務の激務で体調を崩し、適用障害を起こし、校長に業務内容の負担軽減などを繰り返し訴えたにも拘らず、具体的な手立てを講じなかったのは、管理職としての注意義務(安全配慮義務)違反が認められるとして、請求どおり約230万円を大阪府が支払うように命じた判決を下しています。大阪府は、控訴を断念しました。

公務災害認定請求訴訟では最高裁も長時間勤務を認定しているのに、残業代請求訴訟ではさいたま地裁・東京高裁判決は長時間勤務をほぼ認定しなかったので、これは明らかに司法のダブルスタンダードであり、極めて問題です。残業代請求訴訟では、今後最高裁の判断を待つことになりますが、最高裁が、はたして労基法の規定に抵触する給特法は違憲であると判断するのでしょうか。私は残念ながら悲観的に受け止めざるを得ません。

今後、給特法が仮に廃止され超過勤務手当が支給されるようになったとしても、教員の業務が 抜本的に見直され、目に見える形で勤務軽減が実現されない限りは、心身の疾患や過労死に追い 込まれる教員が多発する状況は一向に変わりません。各学校で、全教職員が共通理解をはかり一 丸となって、業務内容の見直し(業務負担軽減)による長時間勤務の縮減に取り組むことが最重 要且つ喫緊の課題となっています。

* 給特法とは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」のこと。1974(昭 49)年4月1日施行。

「国葬は許せない!」 反対の声が響きわたる 4000 人結集

— 8·31 安倍元首相「国葬」反対 国会前集会 —



顧問 水谷 辰夫 (八王子)

8月31日夕刻。安倍元首相の「国葬」に反対する『8・31国会正門前大行動』(主催:安倍元首相の「国葬」に反対する実行委員会呼びかけ:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会)が行われました。東京教組の呼びかけに、OB・OGをふくめた仲間が駆けつけました。多数の参加者の色々なプラカードが、

国会正門前に結集しました。コロナ禍もあり、これだけの人が国会正門前に集まったのは久しぶりとなりました。それだけ、安倍元首相の「国葬」に対する怒りが大きいということでしょう。

プラカードやビラには「旧統一教会と癒着した政治家は、追悼できません。」「憲法を踏みにじり、法的根拠の全くない国葬を中止せよ」などの言葉があふれています。また、「世直し川柳かわら版」には、「国葬の跡に民主主義の墓」「九条を葬るための国葬か」という作があり、納得してしまいました。

開会時の主催者挨拶に立った内田雅敏さん(戦争をさせない 1000 人委員会事務局長)は、「安倍元首相が旧統一教会の広告塔で、三代にわたったことが白日に晒され、全国で多くの人が国葬に反対している。法的根拠なく閣議決定で何でもできることになる。これは安倍政権のやり方と同じことだ。こうした政治を許してはならない。全国でも同じ時刻に国葬反対の行動が開かれている」と参加者に伝えてくれました。

次に菱山南帆子さんの音頭で、「国葬反対!税金使うな!」「"統一教会" 癒着をなくせ!」「"国

葬"止めて、国会開け!」とのシュプレヒコールが行われ、参加者の声が大きく響きました。

<国会議員からの訴え>

共産党・小池晃書記局長:国葬そのものが民主主義の破壊そのものだ。国葬を止めさせよう。 民主主義の葬式にしてはならない。

社民党・福島みずほ党首: みんなの力で撤回を!国葬令は戦後廃止された。閣議決定ではできない。本日、岸田首相は、府省庁で半旗・黙とうを決めた。これは強制される危険性がある。同調圧力もある。公務員の思想・良心の自由の侵害だ。家族葬には防衛省の儀仗兵が出た。どこまで国政の私物化を続けるのか。

立憲民主党・阿部知子議員:国葬をやってはいけない。「旧統一教会」とのけじめをつけなければならない。国葬は、「統一教会」をたたえ、美化することになる。

沖縄の風・伊波洋一議員(沖縄からメッセージ): 閣議決定だけで国葬、法的根拠はない。独裁政治と同じだ。反対の民意にも拘わらず、民主主義を踏みにじって強行している。県知事選で勝つ。南西諸島へのミサイル配置、防衛費増大、敵基地攻撃能力、軍備拡大で沖縄を戦場にしようとしている。二度と繰り返されてはならない。

<市民団体からの発言>

mネット・民法改正情報ネットワーク代表、坂本洋子さん: 安倍がゆがめてきたジェンダー攻撃は、旧統一教会とのつながりがあった。性教育へのバッシング、高橋史郎氏は性教育を扱った教科書を焚書にすると言った。選択的夫婦別姓も、山谷えり子氏のバッシングにさらされた。男女共同参画も反対された。杉田水脈氏は少子化対策などでも問題発言をしている。安倍氏の国葬には絶対反対だ。

NPO 法人・アジア女性資料センター本山央子さん:国葬をさせない。国葬を許すことは安倍政治を再生産させることになる。「改憲」案にあらわれている安倍元晋三の戦前回帰思想には、古い家父長制に新しい装いをまとわせるもので、「女性活躍」などといった柔軟性もあったが、そのカゲで慰安婦問題を抑圧した。国葬はアベ政治の基盤を維持するものだ。再生産させてはならない。

上智大学の中野晃一さん: 岸田首相はここまで多く反対が広がるとは思わなかったのでは。私たちはチャンスをもらえた。(略) 岸田は自民党の右派を喜ばそうとしてやったことを反省しているのではないか。岸田氏は国際的に(自分を)見せたかったのだろう。しかし、これまでいろいろなことがわかってしまった。岸田首相は安倍路線と変わらない。日本・東アジアを危うくしている。

<菱山南帆子さんの行動提起と訴え>

本日の参加者は 4000 人。7 年前の 8 月 31 日は、国会周辺に 12 万人集まった。闘いはこれで終わらない。悪政の犠牲を、なくしたことにしてはならない。非正規雇用を増やし、コロナ禍で命をなくし、民主主義を破壊したアベの国葬を許せない。たくさん予定されている行動に参加してください。

国葬が予定されている9月27日に向けて、連日の行動があります。時間の許す限り参加していこうと思います。